

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則

平成27年11月20日

宮城県公安委員会規則第11号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則を次のように定める。

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号。以下「条例」という。）第16条第3項に規定する公安委員会規則で定める警察職員、同条第4項に規定する警察職員の身分を示す証明書、第19条第1項に規定する要請及び同条第2項に規定する通知に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査等を行う警察職員)

第2条 条例第16条第3項に規定する公安委員会規則で定める警察職員は、刑事部組織犯罪対策局長が刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課の職員及び警察署の職員の中から、それぞれ指定するものとする。

(身分証明書の様式)

第3条 条例第16条第4項に規定する警察職員の身分を示す証明書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(知事への要請)

第4条 条例第19条第1項に規定する要請は、措置要請書（別記様式第2号）により行うものとする。

(知事への通知)

第5条 条例第19条第2項に規定する通知は、禁止行為者通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

表面

写  真	身 分 証 明 書 所 属 官 職 氏 名	第 号
<p>上記の者は、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）第16条第3項の規定により立入調査等を行う警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宮城県公安委員会 印</p>		54.0
86.0		

裏面

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）抜粋（立入調査等）

第16条 略

2 略

3 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前2項の場合において、第2項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

宮城県知事 殿

宮城県公安委員会 印

措 置 要 請 書

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり要請します。

記

措置要請に係る者	住所 氏名 生年月日 年 月 日生（ 歳）
	所在地 名称 ----- 住所 氏名
措置要請に係る宮城県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号に掲げる薬物の名称等	<input type="checkbox"/> 知事指定薬物
	<input type="checkbox"/> その他の薬物
要 請 事 項	
備 考	

注 該当する□にレ印を付すること。

別記様式第3号（第5条関係）

宮公委第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県公安委員会 印

禁止行為者通知書

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例第19条第2項の規定により、次のとおり通知します。

記

禁止行為発見日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
禁止行為発見場所	
禁止行為者	住所 氏名 生年月日 年 月 日生 ( 歳)
	所在地 名称 ----- 住所 氏名
禁止行為の内容	
備考	

注 「禁止行為」とは、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例第15条第5号及び第6号に規定する行為をいう。